

日野市生活・保健センター備品貸出事務取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、生活・保健センター(以下「センター」という。)が所有する貸出用備品をコミュニティ活動推進のため市民に貸し出すに際し、必要な事項を定めるものである。

(備品等の種類)

第2条 この基準における備品等の名称および保管場所は、別表第1のとおりとする。

(貸出対象)

第3条 備品の貸出を受けることができる者は、次に掲げる市内の団体等とする。

- (1) 地域コミュニティ活動等を推進する団体
- (2) 市内を拠点する、地域コミュニティ団体(外郭団体、自治会、ボランティア団体等)
- (3) その他、地域協働課長が特に認める団体

(貸出申請)

第4条 備品等の貸出を受けようとする者は、貸出申込書(第1号様式)により、使用日の6ヶ月前の月から使用日まで申請しなければならない。但し、地域協働課長がやむを得ない理由があると認めるときは、使用月の6ヶ月前より前に申請することができる。

(貸出制限)

第5条 備品等の使用について、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を認めない。

- (1) 備品を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき
- (2) 専ら営利を目的とした行事に使用するおそれがあるとき
- (3) 政治的、宗教的行事又はこれらに類する行事に使用するおそれがあるとき
- (4) 前号に掲げるもののほか、地域協働課長が適当でないと認めるとき

(貸出期間)

第6条 備品等の貸出期間は、原則として1週間以内とする。

(管理の責任)

第7条 備品等の貸出を受けた者は、貸出期間中、備品等の管理に関する一切の責任を負わなければならない。

(返却)

第8条 備品等の貸出を受けた者は、備品の使用が終わったとき、ただちに、原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 備品等の貸出を受けたものは、備品等の亡失、損傷があった際は、同一の備品又はこれに相当する代品をもって、弁済しなければならない。ただし、地域協働課長がやむを得ない理由があると認めるときは、免除することができる。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和6年(2024年)6月13日から施行する。

別表第 1

品名	保管場所
長机	外倉庫①
折り畳み椅子	
座卓（H33 cm）	外倉庫②
パネルボード	
パネル立て	
ワイヤレスアンプ（マイク付属）	格納庫
有線マイク	
コードリール	
携帯型スクリーン（80 インチ）	
おもり大（多目的利用可）	
おもり小（多目的利用可）	
のぼり旗	
のぼり旗あし	
のぼり旗ポール	
はっぴ（大）	
はっぴ（小）	
タープテント（2.5m×2.5m）	
おもり（タープテント用）	
プロジェクター	地域協働課
LED バルーンライト	